# 裁判手続等のIT化検討会 第1回 議事要旨

日 時:平成29年10月30日(月)9:00~10:30 場 所:合同庁舎第8号館5階共用会議室C

## 1. 議事

- (1) 事務局説明
- (2) 裁判所におけるIT化の現状について(最高裁判所)
- (3)企業・消費者の意見について
- (4)自由討議
- 2. 山本座長(一橋大学大学院法学研究科教授)より冒頭挨拶
- 裁判手続等のIT化という課題は、司法制度改革あるいはそれ以前から重要な課題とされてきているが、御存じのようにさまざまなことがあり、なかなか前に進まないという状況にある。この検討会でぜひともその課題を克服する道を見つけ、前に進めていただきたい。私自身も民事訴訟法の研究者として期待をしている。
- 座長として皆様の自由闊達かつ建設的な御議論をなるべく引き出していけるように努めたいと考えている。どうぞ御協力のほどよろしくお願いしたい。
- 3. 「裁判手続等のIT化検討会の開催」(資料1)、「裁判手続等のIT化」(資料2)に ついて内閣官房日本経済再生総合事務局より説明。
- 4. 「民事訴訟とIT化の現状と将来」について、最高裁判所事務総局民事局より説明。
- 地方裁判所の民事第一審通常訴訟の件数は平成28年では14万8000件余である。うち双方に代理人弁護士が選任された事件が半分弱の43%程度であり、それ以外はどちらか一方が少なくとも本人訴訟である。双方本人という訴訟も2割弱、2万件程度ある。
- 民事訴訟では、主張を記載した準備書面と、これを裏付ける証拠である書証を提出して、裁判所における期日で審理をするという手続を繰り返して、判決あるいは和解に至る。その主張書面とか、書証には、個人情報を始めとするプライバシー性の高い情報もある程度含まれている。
- こうした中で書面の提出に当たっては、主にファクスが利用されており、期日の審理 においても、電話会議システムが頻繁に使われており、TV会議システムも相当程度活 用されている状況にある。
- 運用の現状として、最近では、世相を反映して複雑困難な事件も増加しており、そう した中で、書面の形式的なやりとりに終始することのないよう、期日では口頭での議 論を活性化させ、審理の見通しについて認識を共有するなどして、迅速な審理を進め

るような工夫をしている。

- 民事訴訟の分野にも一定程度ではあるが、現にIT技術の活用が行われている。一つは電話会議システムであり、もう一つはTV会議システムである。当事者が遠隔地にいる場合には、電話会議システムの利用はごく日常的に行われており、また、相手方の表情や様子をうかがうことのできるTV会議システムも、全国の裁判所に整備され、相当程度活用されている。もっとも、このTV会議システムは、セキュリティ確保の要請から、裁判所間での閉域網で使用しているので、Skypeのようにインターネットを使っていない。つまり、弁護士事務所と裁判所の間をつなぐことはできないというのが現状である。
- IT機器を利用した申立てについては、民事訴訟法上規定があり、これに基づいて督促 オンラインを行っている。これは簡易裁判所で行われている簡易な手続、すなわち基 本的に1回の申立てで手続が完結し、書証の提出も予定されていない督促手続につい て、全国から、東京簡裁に対してオンラインで申立てをするものである。平成28年に は、督促手続全体は約27万5,000件あり、そのうちの約3分の1に相当する9万件余が オンラインで行われた。
- 現行法では、他の民事訴訟手続でもオンライン申立てが可能とされているが、オンラインで申し立てられたものを裁判所でプリントアウトして紙ベースで保管することが前提とされている。
- 平成16年7月から約4年半、札幌地裁で期日変更の申立て等、一部の申立て等をオンラインで可能にするシステムを運用したが、その期間内での利用件数は、わずか2件にとどまった。このほか、裁判所内部では事件管理等についてシステムを使っているが、これは専ら職員向けのものである。
- 情報技術の発達に伴う情報化社会の著しい進展によりさまざまな分野でIT化が浸透しているところ、諸外国の裁判手続のIT化の状況なども考慮すると、裁判所としても、利用者の利便性の向上と民事訴訟の効率的な進行に向けて、IT技術の更なる活用は積極的に取り組むべき重要課題と考えている。
- インターネットを利用した書面の提出ができるようになったり、TV会議もインターネットを利用して弁護士事務所と裁判所の間をつなぐことができるようになったりすれば、口頭議論の活性化等の運用上の工夫とも相まって、高い効果が期待できると考えている。
- このようなIT化の究極の目標としては、まだ中身がはっきりと定まっているものではないが、真に望ましい迅速かつ効率的な民事訴訟を実現することにあると考えている。どのようにIT技術を活用していくかを検討することは、手続の運用を預かる司法部の責任だが、IT化はそのような目標達成のための手段であるとの視点で検討していく必要があると考えている。
  - もっとも、克服していかなければならない課題もある。その代表的なものはITを利用

できない関係者への配慮をどうするかということである。現在、一定数の本人訴訟があり、その中にはIT技術を使いこなせない方もいらっしゃる。こういった方々の裁判を受ける権利を侵害するようなことがあってはならないので、手続保障に配慮していく必要がある。他方で、IT化された裁判手続を幅広く使っていただくための方策も検討する必要があると思っている。

- IT技術、とりわけインターネットを活用すると、情報の流出、拡散を防ぐためのセキュリティの確保という問題がある。現状のTV会議システムは、インターネットではなく、内部的な閉域網を使っているが、果たしてここまでセキュリティの確保が必要なのかという指摘もある。このような場合、どのように、あるいはどの程度セキュリティを確保すればいいかを、皆様方からの意識傾向なども踏まえながら検討していかなければならない課題だと思っている。こういった問題を費用対効果も踏まえながら克服していきたい。
- 具体的には、今後、IT技術をさらに活用した民事訴訟の模擬裁判の試行などの取組を 行っていくほか、来年度には、ITの規模や費用対効果等をはかるための前提となるコ ンサルティング調査を実施することを予定している。このような取組を通じて、民事 裁判手続全般にわたり、どのような手続に、どのようにIT技術を活用し、運用のあり 方も含め、どのような民事裁判手続の姿を目指すのが相当か、そのメリット、デメリ ット等を考慮して、真に望ましいIT化の実現に向けて検討を進めて行きたい。
- 裁判所としては、真に望ましい裁判手続のために、IT技術のさらなる活用は積極的に 取り組むべき重要課題だと考えている。さまざまな取り組みを通じ、課題克服に向け て検討を進めたい。
- 5. 企業・消費者の意見について、パナソニック株式会社、株式会社三井住友銀行、公益 社団法人全国消費生活相談員協会の順に説明。

(パナソニック株式会社)

- ○「裁判手続等のIT化とパナソニック株式会社における法務業務について」説明。
  - 昨今、弊社も積極的に働き方改革というものに取り組んでいる。「WARP」という仕組 みがあり、貸与のノートパソコンを持ち歩いて、外出先や自宅のインターネット環境 を利用すれば、どこでも社内のイントラにつなげて業務ができる。それ以外にも、Skype を利用していつでもどこでも会議の参加が可能。社外でもイントラへのアクセス、内 線通話が可能なタブレット、スマホの貸与も行っている。
  - いつでもどこでも通常業務が可能なインフラを利用することで、所定勤務日の半分程度までを目安とした在宅勤務制度(「e-Work」と呼ぶ)が利用可能。実際に週に2日程度、在宅勤務をする社員も珍しくない現状。私個人も、通常は大阪勤務のところ、本日のような東京出張時に、空港のラウンジで一仕事片づけられ結果的には残業の削減にもなり、休暇もとりやすくなる。台風が来るというようなときには、会社に行こ

- うと思わずに在宅勤務という選択肢になる。このようにオフィスの呪縛、書類の呪縛 から解き放たれたような仕事のスタイルに一旦なれると、もとには戻れない。
- 法務部の働き方改革としては、今後5年間で法務人材の20%程度が定年退職をするという大量退職を控えた中で、秘密保持契約だけで年間4,000件程度に上る法務審査を行っている状況。この解決のためAIによる契約実務支援システムを開発中。依頼部門の質問にAIが答え法務審査なく、和文・英文の秘密保持契約を締結できるような仕組みづくりに取り組んでいる。
- TV会議システムの活用事例等については、在阪の企業のため、東京とのやりとりや行き来が多数発生している。また東京に限らず、国内外多数の拠点とのやりとりも日常的に発生。これについては、TV会議システムを積極的に活用して、例えば取締役会においても、本社と汐留拠点をTV会議システムで接続して開催。社内研修や方針発表会等では、国内外の多数の拠点を接続して開催。お取引先様に汐留に御来社いただき、大阪本社とTV会議をつないで契約交渉するようなこともある。在宅勤務時や外出先からSkypeで会議に参加することも日常的。このようにTV会議システムやSkypeによる遠隔会議が日常的な光景となっている。
- ・遠隔裁判という点に関しては、実情というと、今でも、いつも支援をいただいている 在阪の先生方に、よく遠隔地の裁判所まで御足労いただいている。これは代理人の先生方が、事案の性質に応じて必要と判断いただいた上で重い記録を持って御足労いただいており、法務部としては大変ありがたいところだが、率直なところ、お支払いする旅費・日当も事案によっては相当額に上り、重要事件は社員も傍聴するため、その旅費、出張手当等もかかっている。
- 弊社では「コストバスターズプロジェクト」と称し、出張、オフィス什器備品、調達、物流といったものにおいて、戦略的コストダウン活動を行っている。「イタコナ活動」と称し、商品を板や粉の状態まで分解して、製品原価を低減するという取り組みもある。弁護士費用についても社内からは厳しい視線が注がれていて、高額に上ることの多い海外弁護士の費用にも、フィーにキャップをはめる交渉を行って削減を試み法務部としても、コスト削減に一定の努力をしている状況。
- このような状況に鑑みて、法務部内部からは、運用面でも遠隔裁判ではTV会議の活用が、いわば当たり前になると、代理人の先生方にも安心いただいて、出頭にかえていただけるのではないかという声が上がっている。企業側としては、コストなども省けて大変ありがたいと思っている。
- 弊社では、働き方改革の進展を前提としてオフィスも改装を進めている。自身の所属 部門も、今年の1月に改装しフリーアドレス制を導入。個人専有スペースはロッカー 1つ分のみという状況。書庫の容量を75%程度減らし物理的にペーパーレス化を推進 しなければならない環境になっている。そのような状況下、裁判手続等の関係で気に なるのは書面。各種書類が、裁判所、相手方代理人の先生から弊社代理人の先生へ送

られ、弊社代理人の先生方から、弊社法務部にPDFや郵送で送付いただく。また、それを弊社法務部から弊社事業部に転送するような流れがある。このようなプロセスを経ること自体も何か軽減できればと感じている。オフィス自体が書類を置かないことを前提としてできつつあるということになると、途端に裁判関係書類の保管ということに困る。

● PDFで保存というと、サーバーの容量も占有するということになる為、電子図書館の訴訟記録版のようなものを作っていいただき、進行中の事件も含め、いつでも社内から訴訟記録が参照できるようになると大変便利。

### (株式会社三井住友銀行)

- ○「訴訟手続等のIT化~企業目線での期待~」について説明。
  - 日々の銀行業務の中で裁判手続について不便や不都合を感じることは、必ずしも多く はないが、一方で改善の余地があると感じていることも事実。
  - 「e-Filing」のメリットとしては、利便性の向上や、費用と時間の節約が挙げられる。 日々大量に小口訴訟の発生・終結を繰り返すようなビジネス形態においては、裁判所 に対する書面書証の提出が日常的に多数発生していて、交通費、郵送料、印刷代など のコストが小さくない。
  - 加えて、民事保全・民事執行手続(差押、仮差押、仮処分、不動産競売手続)のe-Filing が実現すれば、ますます利便性が向上するのではないか。例えば、不動産の競売手続は、当該不動産の所在地において申し立てる必要があるが、それがインターネット等を利用して東京でできることになれば、そのメリットは大きい。
  - 昨今、多くの企業において、交渉記録、社内稟議書類、帳簿等を電子的に作成して保存することが定着してきている。今後は、契約書自体も、電子的に作成、保存する動きが加速するであろう。仮に訴訟になった場合には、そのような電子的な資料を証拠として提出することもある。この電子的資料の真正性や訴訟における証拠能力が論点になることが、少なからず訴訟においては起きている。
  - 本当に電子的資料の偽造・改ざんのおそれがあるのであれば、慎重に審理すべきところではあるが、単に電子的資料ということだけで、その信頼性に疑義を呈されることもある。この背景には、恐らく、手書きの資料に対する信頼感や、長い年月を経て劣化した紙に対する信頼感があるのではないか。訴訟手続のIT化が普及することで、このような認識が変容し、電子的資料に対する信頼感が醸成されることを期待している。
  - 問題意識としては、e-Filingが定着して、訴訟等の申立が簡易になることにより、安 易な訴訟提起を惹起する懸念があるということ。印紙の貼付が濫訴防止の一つの手段 として用いられているところ、それに代わる、あるいはそれに加えての手段が、場合 によっては必要ではないか。
  - 「e-Case Management」については、訴訟スケジュールが電子化されるだけであれば、

大したメリットは感じないが、社内の訴訟管理に活用可能な形で電子化されるということであれば、メリットが大きいと思う。我々においては、訴訟の進捗管理や計数管理を、独自にパソコンソフトで作成した管理表に手入力して行っている。e-Case Managementにおいて充実した検索・抽出機能があれば、これをそのまま社内の訴訟管理ツールとして活用することもできるのではないか。また、例えば、訴訟期日や書面提出期限の数日前に、電子メール等で訴訟担当者に対してアラートがなされる機能が備わると、これも社内での訴訟管理に活用が可能と思う。

- 「e-Court」に関して。我々は、国内訴訟は東京で一元管理しており、かつ、ほとんどの訴訟は外部の弁護士に委嘱している。訴訟期日の様子・概要は、その弁護士が作成する期日報告書をもって確認している。ところが、訴訟の帰趨や流れを正確に把握する上では、裁判官の言い方・表情や、その期日の雰囲気が、場合によっては重要になるところ、現状の期日報告書による確認では、なかなかそこまでつかみ切れない。かと言って、遠隔地まで毎回傍聴に行くことは現実的ではない。e-Courtが導入されれば、遠隔地法廷であったとしても実際に傍聴することにより、より正確な訴訟管理が期待できる。
- 訴訟期日においては、必ずしも毎回活発な議論が繰り広げられるわけではなく、事務 連絡にすぎない期日や、進行協議期日のような期日もある。そのような場合は、必ず しも一堂に会することなく、TV会議や電話会議で済ませることのメリットは大きいの ではないか。
- 最近では、いわゆる持株会社(ホールディング・カンパニー)の下に事業会社が複数 ぶら下がる企業形態をとっているところも少なくない。そのような企業形態における 訴訟管理方法としては、傘下の事業会社から、定期的に(1カ月ごと、あるいは3カ月ごとに)訴訟報告を受けて、企業グループ全体の訴訟管理を行うことが一般的では なかろうか。尤も、定期的な訴訟報告で受領することができる情報はかなり限定的に ならざるを得ない。e-Case Managementにおいて、グループ会社間では相互に訴訟記録 を閲覧できるようにしたり、親会社が子会社の訴訟記録を閲覧できるようにしたりすることにより、より精緻なスケジュール管理、計数管理あるいは訴訟内容の確認が可能になるのではないか。

#### (公益社団法人全国消費生活相談員協会)

#### ○資料4「消費者から見た裁判」を説明

- 法的手続に関して、消費生活センターでは基本的にはあっせんや助言で相談処理に対応。法的手続を案内するケースとしては、あっせん不調で解決ができなかった場合で、 なおかつ解決を目指したいと消費者が希望する場合に紹介している。
- 裁判となると費用がかかること、それから、裁判という漠然としたハードルの高さが あり、たとえ勝訴できても、契約のトラブルがほとんどであるため、実際にお金を返

してもらうためには、もう一度執行手続などをしないと、お金を返してもらえないという問題がありさらにハードルが高いというのが現実。センターでの解決レベルは、話し合い、あっせんで解決するもののため、訴訟までいったときに、本人訴訟で、センターが裁判のサポートをできるかというと、そこは難しい。

- 法的解釈に問題があり、裁判にかけたとしても、なかなか消費者関連法に詳しい弁護 士の援助を受けることが難しいということもあり、そこも一つの課題。
- 具体的ケースとして、倒産などでは法的手続に進まざるを得ない場合があるが弁護団が立ち上げられれば、それなりの解決ができる場合もある。賃貸住宅の敷金返還などは、簡裁の窓口の助言もあり、比較的利用率が高く、結果も出ている状況。そのほか、今インターネットを使ったさまざまな契約があり、いわゆるC to C、消費者間のトラブルについては、私どもは事業者と消費者間の契約に関して消費者の相談を受ける窓口なので、基本的には助言以上のことができない。その解決のためには裁判ということになるが、そこもハードルが高い。
- 消費者から見た裁判が遠い存在であると考えられる理由として、消費者被害が比較的 少額であること、何十万円単位のトラブルが非常に多い。そうすると、先ほどあげた 2段階の手続等を踏んでいると、現実的な結果が出てこないという問題がある。
- 契約内容が、難解ではないが、さまざまな事業者が絡んでいて、誰を相手にしていい のか、何が問題なのかということが掴みづらく、法的手続に自分で持っていくことは 非常に難しい、それから、費用や時間や労力の問題で、有効に利用できていない。
- 裁判に対して漠然とした不安とか、見えないことに対しての心配がいろいろあり、そこの敷居がまだ高いというところ。それから精神的にも頑張って闘うという意思の確立ができていない、傷つきたくないからもういいというところで終わってしまうような現状もたくさんある。弁護士にお願いしたいという時も、消費者問題の理解が深い弁護士を見つけることがなかなか難しい。
- インターネット取引などの増加によって、裁判所の管轄の問題がどうなっているかわからないし、一方的に事業者から管轄裁判所を指定されていると、もうそこで諦めてしまうという問題もある。
- 裁判手続き等がIT化された場合、消費者にとっては手続が簡易になって利便性が高くなるという点はあると思う。特に、手書きでの書面作成が苦手な若年層とか、複雑な手続を何段階も踏んで行うことが苦手な者にとっては、フォームにのっとって進められれば、非常に利便性は高い。遠隔地への移動が困難な人にとっても、そういう面では利便性は高くなる。
- 「課題」として問題になるのは高齢者や障害者の方の問題。判断能力が低下している 高齢者の方にとって、そもそも裁判という手続は非常に難しいし、書面作成は難しい。 裁判手続を自分でするとなると、特に、説明とか、書面作成についての十分なサポー ト体制がきちんと確立されていないと、なかなか踏み込めない。

- 日常的にIT機器を利用しない人もまだまだたくさんいる。使っているといっても、インターネットや個人的なメールをするぐらいの方がほとんど。手続にのっとって、きちんと書類のやりとりができるかということに対しては非常に不安がある。ホームページ上等でわかりやすく説明されてあるもの、表示されているものがあるということが期待される。
- さらに消費者にとって不安な材料は、IT化された場合のセキュリティの問題。自分自身のパソコンの不具合、あるいはシステムダウンとかが起きたときに、対処するのに時間がかかってしまうということ。また、悪質な事業者が安易に裁判を起こしやすくなってしまい、消費生活センターに相談する間もなく結論が出されてしまうというような危険性も私どもは危惧しているところ。裁判を起こされても、例えば手続停止ができるような制度が考えられると非常に心強い。
- 裁判所からの通知がメールで来るということになると、架空請求という悪用が考えられる。今も実際に、それらしいはがきが1枚来ると、裁判にされたくないためにすぐにお金を払ってしまうという現実があり、そのあたりの心配も大きくなると思われる。
- IT化に対してお願いしたいことは、消費者にとってまだ裁判制度は遠い存在で、消費者教育の必要性、法律に対する教育の必要性が大きい。常日ごろから相談業務と両輪の一つとして、消費者教育や消費者啓発に励んでいるが、若年層から高齢者まで、社会全体が意識を高めるというのは短期間では難しい。消費者にとって必要な時にわかりやすい、利用しやすい制度をお願いしたい。また、手続的な面だけでなくて、ウエブ会議などを使って、消費者の顔が見える会議も重視していただければと思っている。消費者法に関して詳しい先生方に委任しやすくなるような制度も考えていただければ、非常に安心か。

#### 6. 自由討議における有識者からの意見の概要(順不同)

- 弁護士は最大のユーザーで現在3万8,000人の会員がいる。裁判手続等のIT化には e-Filing、e-Court、e-Case Managementという3つの要素があると言われているが、 弁護士はそれぞれについて、かなり強い期待を持っている。
- e-Filingの基礎的な効果としては、シンプルに紙が要らなくなる、運搬費用が要らなくなる等々の効果がある。先週事務所で紙をどれぐらい使っているのかコピー機のカウンターを調べたところ、所属弁護士1人あたり約2万枚/年。
- さらに期待したいのは、単純に、今、ある紙をPDFにして、ワードにしてぽんと出すということだけではなくて、その中にある情報をうまく使うようなシステムができればと思っている。例えば請求の趣旨、請求原因、それから、その請求原因の中でもいろいろな主張の各要件事実等々がある。要件事実に関しては、今は人間が見て判断するしかないわけですけれども、それを情報として扱うことによって、我々も争点整理がしやすくなる。相手方の複雑な主張を認否するときも非常に整理がしやすくなるとい

- った効果もある。すぐにそれが実現できると思いませんが、将来的には、なるべく訴訟のデータを、一つ一つの情報、データとして扱って、より高度な作業に集中できるようなシステムができるといいと期待している。
- e-Courtも非常に重要。先ほど弁護士に払う日当とか、出張費用が非常に高いという話がありましたが、我々もそれを欲しいわけではなくて、できればそんなに遠くに行きたくない、事務所で簡便に訴訟に参加したいというニーズがある。なかなか訴訟が進行しない理由として、差し支えということで、相互の期日の予定が合わなくて日程が入らないということがある。そういったこともe-Courtになれば、短い時間で、移動時間なく期日を入れられますから、訴訟の迅速化になるのではないか。これは私たちにとっても、早く手離れするということは非常に重要なことですから期待したい。
- e-Case Managementについても、透明性が向上して、当事者の方もいろいろな記録にすぐにアクセスできるということは、コミュニケーションが向上しますから、そういうことも弁護士の業務に大きなメリットになる。e-Case Managementの中で、裁判所がつくる情報、端的にいうと、判例、裁判例についても扱っていって、公開することで、予測可能性が高くなるという意味では非常に期待がある。
- 裁判所の職員は去年で約2万6,000人いる。弁護士は約3万8,000人。それに匹敵する ぐらい裁判所の方もいるわけで、裁判所にとっては社内システムともいえるもの。従 って裁判所の立場、弁護士の立場、企業、市民の立場も考えつつ、調和のあるシステ ムをつくらないと、人気のない使われないシステムになると思っている。
- 民間では電子的な文書のやりとりが、例えば電子契約という形で行われてきている。 多くの企業では、現在、企業内部では電子文書、文書作成及び管理を電子的に行っていて、いわゆるワークフローという形。これをほかの企業に、例えば契約者や請求書を出すときには1回紙にして、それを送って、向こうがそれをパンチングして電子化する。お互いに中は電子化でありながら、紙をインターフェースにしているという非常に無駄なことを実はやってきているというのが実情。
- これについて最近、あらゆる文書を全部電子化のままやりとりするという電子契約あるいは電子取引が非常に普及してきている。これはもちろん業務の効率化という面も、収入印紙が要らないという面もいろいろあり、多数メリットがあるので、ここ1、2年で大きく広がってきている。こういうものを電子化していくときに電子署名というのが使われていて、電子署名法により真正に成立したものと推定ができ、紙と同じように扱えると、こういうのが進んでいる。
- ちなみに電子署名は非常に安全なもので、世界最高速のコンピューターを1年間専用 に使って回しても偽造ができないぐらいの、少なくともそれだけの安全性は保障され ている。こういうものなので、印鑑よりずっと安全だと考えることができる。
- こういう電子的なやりとりがメーンになると、内部の業務の、いわゆる見直し、BPR も進んでくる。これは民民や、民と官の取引だけではなくて、裁判についてこういう

のをやっていくことにより、弁護士の業務、裁判所の業務、こういうところが全体に 大きく効率化できるのではないか。

- 1点、デジタル・デバイドの話が少しあったかと思うが、これについては1つのモデルケースが特許庁のやり方だと思っている。特許庁は、現在ほとんどの手続が電子化をメーンにしていて、紙でもできるという形になる。紙だと特許庁でキーパンチするので電子化手数料を取られるという仕組みになっているが、紙でも出せる。一つの例としては、代理人が特許庁の手続をするときに、包括委任状を依頼者から出してもらうのだが、これは紙でも可能だ。大体ここはまだ紙でやっていることが多いと思うが、包括委任状だけは紙で出して、あと代理人に関するものは全て電子化でやっていく。これはマイナンバーカードなどを使って行うものであり、こういうようなやり方もあるので、適切に紙と電子を使い分けていくことによって、いわゆるデジタル・デバイドについても結構対応できるのではないかと考えている。
- 事務所の中でのITの活用はかなり進んでいて、既に何年も前から、事件、案件の記録は全て電子的に蓄積をして、紙からは脱却して久しいところ。PCさえ持ち歩いていれば、どこにいても事務所のシステムには入ることができるという環境で仕事をしている。一方、訴訟実務ということでいうと、何年も前から余り変わっていないなというのが率直な実感。
- 弁論準備手続において、遠隔地の場合に外部から電話で参加をすることができるようになったということと、直送ができるようになったということはいいなとは思うが、それ以外には大きな変化は、私自身は余り感じていないところ。過払い金事件は別としても、最近は訴訟件数が減少していると聞いたこともあり、もしもそういうことであるとすれば、裁判手続が昔のままであるということで、紛争解決手段として相対的に魅力を失ってきていることも一因なのではないかと感じている。その意味で、利用者の利便性をIT化によって高めて、裁判手続を利用しやすくするというのは必須の社会的な要請だと考えている。
- IT化を進めていく上では、同時にいろいろ考えなければいけないこともある。一つは 利用者目線が重要であるということ。この会議設置の目的の中でも触れられていると 思うが、そこでいう利用者というのは、訴訟の当事者だけではなくて、代理人-主と して弁護士-、裁判所、証人など個別の訴訟案件に協力をする方、それから、個別の 事件に直接かかわっていない、一般の公衆の観点もあわせて考慮すべき。
- ITという観点では、ITリテラシーの低い利用者の裁判を受ける権利をどのように保障するのか、セキュリティをどのように確保するのかということは当然重要。将来におけるIT化の進展も中長期的に視野に入れると、情報が紙に記載されていることをベースとするIT化ではなくて、記録媒体のいかんを問わずに情報をそのまま利用するIT化を目指すべきではないか。
- 訴訟法との関係で現行法のたてつけに拘泥せずに、旧来の制度を実質的観点から再検

証すべきではないか、教条主義に陥らないようにすべきではないかと感じている。手続保障の面では、送達とか、証拠調べ、あるいは通常の弁論の手続の中で、口頭主義とか、直接主義という原則もあるが、そのあり方を再検証する、あるいは裁判の公開原則においては、記録の閲覧謄写や期日の公開のあり方も、もう一度見直してみる価値はあるのではないか。

- 中長期的には、種別を問わずに、広く裁判手続はIT化されるべき。特殊専門的な裁判 手続への部分的導入ではなくて、基本となる一般民事訴訟での導入を正面から目指す ことができればよいなと個人的には思っている。
- 電話会議システムやTV会議システムを使った審理、準備書面をファクシミリで提出する 手続、電子情報処理組織を使った督促手続の処理、これらはいずれも現行民事訴訟法 で導入されたが、現行民事訴訟法は来年施行20年になる。
- 20年間ずっとこれを使っているわけで、そういう意味では、とてもよくもっているなというのが感想。当時は、IT化ではなく、OA化と言っていたが、このOA化は立法作業の段階で、裁判所のほうから、こういうものを入れてほしいと求めたもの。現行民事訴訟法は、民事訴訟を国民に利用しやすく、わかりやすいものにしようということを目標としていたので、国民の利便性を高めるということを考え、OA化できるものは全てやろうという考え方をとっていた。恐らくその当時導入したものとしては、世界最新だったと思う。
- 日本の民事訴訟法の母法国はドイツであるが、ドイツでもこれほど0A化は進んでいなくて、現行民事訴訟法ができてから、ドイツから裁判官が何人も来たが、ドイツでも同様な法改正をしなければいけないということを言って帰って行った。その後、ドイツでは、日本では証人尋問でしか使えないTV会議システムを弁論でも使えるというような法改正をし、さらに、記録についてもIT化を進めているということで、この20年の間に追い越された。
- 今の民事訴訟を見てみると、法曹人口は増大したが、事件数はむしろ減っている。審理 期間も長くなっていっている。現行民事訴訟法が目標とした、国民に利用しやすく、 わかりやすい民事訴訟が実現できていないというのが現状。
- そういう意味では、今回、20年ずっと使ってきたOA化からIT化に変わることによって、 新しい、国民に利用しやすく、わかりやすい民事訴訟が実現できることを希望してい る。
  - 最高裁の方からの報告にもあったように、日本の民事訴訟手続は、本人訴訟の件数が相当程度ある。この点をふまえて裁判手続のIT化を実現するには、消費者の方からの御意見が非常に参考になると思われる。既に裁判手続のIT化が実現しているような諸外国においても、本人訴訟をどのようにIT化に反映するかについてこれまでに議論されてきたようであり、そういった国の議論も参考になるのではないか。
  - 裁判手続のIT化を実現するためには、裁判手続が便利になる、あるいはコストカット

が見込まれるというような利便性の追求から、IT化の実現を検討するという観点が、一つ重要な点になると思われる。さらに、閲覧謄写を含めた裁判記録の情報公開をどのようにIT化していくのかという点も重要な観点になると考えている。そして、この2つの点は明確に分けて検討していく必要があると感じている。

- 閲覧謄写を含めた裁判記録の公開に関しては、それをIT化するとすれば、それらの情報公開を、どのような範囲で、どのような人に向けて、オンラインで裁判記録を閲覧できるようにするのかといった観点から検討する必要があると思われるが、この点と利便性の追求という観点は区別して議論する必要があると考える。これは、これまでに弁護士の方や裁判所の方の御意見等を伺って感じている点である。
- アメリカではPACERというオンラインシステムが以前からあり、ウエブシステムから連邦裁判所に係属している全ての裁判記録がオンラインで閲覧できるようになっている。 有料ではあるが、利害関係人以外の一般の者も裁判記録をPACERからダウンロードすることができ、アメリカでは広く一般に裁判記録を公開している。
- 裁判の手続のIT化については積極的に推し進めるべきであると考えている。その場合、 紙の書類と電子的な記録が混在する状況はできるだけ生じないようにして、やるので あれば全般的に電子化をして、裁判所から紙をできるだけなくしていくといった方向 も考えるべきである。
- 訴訟等について、一般的にインターネットでするようにして、その場合に、手続のほとんどの部分について書面を作成せずに、訴訟記録全体を電子化されたものとすることが考えられる。被告への訴状送達については、書面によらざるを得ない場合があるし、判決の送達等についても工夫が必要だと思うが、書面をできるだけ使わない方向を目指すのがいいのではないかということ。
- 現行民事訴訟法の132条の10は、紙での出力が前提になっており、訴訟記録は紙になるが、それでは中途半端なので、それを変えていくことを考えることになろうかと思う。 裁判所の利用者の利便性を高めるためのインターネットの利用であるので、当事者が 裁判所に来なくても手続を進められるようになることが必要になる。そのためには、 今の閉域網ではなくて、Skypeのようなオープンなネットワークを使用することも検討すべき
- 民事訴訟法に関し、これまで考えられてきた期日とか弁論という概念についての発想 の転換も必要になりそうである。
- 先ほどから出ているデジタル・デバイドの問題については、もちろんインターネット を利用できない当事者への配慮は必要になる。具体的に、どういうように補助、支援 していくかということを検討すべき。
- 情報漏えいやデータの消失といった懸念もいろいろとあると思うので、そういった問題への対処方法を検討する必要がある。ただ、問題が起こる可能性があるからといって、それを心配し過ぎて、IT化の推進による当事者の利便性向上の道を閉ざしてしま

うわけにはいかない。今後、いろいろと勉強させていただきながら、この研究会で検 討していきたい。

- セキュリティ面の強化が非常に求められているということで、セキュリティに関しまして3点ほど、考えていることを申し上げたい。1点目は、NP0日本ネットワークセキュリティ協会(通称JNSA)というセキュリティ関連の専門家の皆さんがボランタリーに集まったNP0が、個人情報の漏えいインシデントを公開されている範囲で拾い上げて、毎年レポートを出しておられますが、この数年は年間件数が900件前後で推移しております。大体1日につき2、3件起きているという計算です。
- その要因の6割以上が人的要因でして、端的にいえば個人情報の紛失のほとんどがUSB メモリをなくしたというものであったり、個人情報の漏えいの多くはBCCで送るつもり がCCで送ってしまったりするレベルですので、深刻な不正攻撃に遭ったり、マルウエ アに感染したりして発生するインシデントよりも、むしろ人的要因によるもののほう が多い。従って、適切な技術的対策と、人的要因を防ぐという両面の対策で、セキュ リティに関するインシデントはかなり防ぐことができると思っている。
- 2点目は、このシステムを導入し、本格的に動かしていくというとき、司法権という 国家権力の行使にかかわる部分ですので、セキュリティは当然重要ではあります。し かし既にサイバーセキュリティ基本法という法律ができ、そのもとで、主として行政 機関、独法、一部の特殊法人を対象にしてさまざまな政府全体のサイバーセキュリティに関する施策が推進されています。裁判という司法権の行使にかかわるとはいえ、 ここで問題になっているのは専ら技術的な問題でありますし、インターネットを利用 する上でのセキュリティは司法権だからといって格別に特異な技術的対応が必要にな るとはあまり考えにくいので、それらの既存の施策や基準類を参照し、電子署名など の既存技術を活用することで必要なレベルのセキュリティは維持できる。一からつく り上げなくても必要なセキュリティのレベルは担保できるのではないかと考えている。
- 3点目は、クラウド化あるいは執務環境自体のオープン化というように、環境自体が、いわゆるローカルからネットワークへというように進歩しています。今回どこまで実現できるかわかりませんが、標準化ということも念頭に置いて検討を進めていただきたい。
- IT化は確かに技術的な問題が大きいのだと思いますが、利便性が高ければ、利用されることに対してはもちろん賛成です。ただ高齢者とか、ITに詳しくない、リテラシーの低い消費者がついていけずに取り残させてしまうような制度にはしていただきたくないということと、むしろIT化によって、利便性が高まり、遠くまで行かなくても、難しいことをしなくてもよくなったということになるような方向で進めていただけるとうれしい。
- 利便性の追求と裁判記録の公開は分けて議論すべきという点は同感。そもそも裁判は 公開されるべきものとはいえ、プライバシーや、あるいは企業の立場からすると営業

秘密など、裁判記録の公開にあたっては議論されるべき論点があるので、裁判記録の 公開はまた別の議論として検討していただきたい。

#### 山本座長

- この問題は国民に利用しやすく、わかりやすい民事訴訟手続という、現行の民事訴訟 法、その基本に合った理念を実現していくという道なのだろうと思っているところ。 そういう意味で、これからいろいろなことを検討していかなければならない。とりわ け外国でどのような状況になっているか。日本よりも進んでいるところが多いという ことであろうかと思いますけれども、具体的にどのような利便が国民に提供されてい るか。他方で、その弊害をどのような形で防止しているかということは非常に参考に なると思います。
- 民事訴訟のあり方について、裁判所からも、迅速かつ効率的な民事訴訟を実現するためのIT技術の活用であるということがございました。従来の民事訴訟は、当然のことながら、20世紀といいますか、あるいは19世紀かもしれませんが、紙と対面ということを基礎としてでき上がってきたものでありますけれども、このIT化の中で、それをどういうように見直していくのか、かなり根本的な議論、民事訴訟の基本的な原則、口頭主義、直接主義、公開主義といったような、我々が日常、民事訴訟の授業の中で教えているような事柄が、IT化という中で、どのように変容し、その実質をどのように担保していくのかということを、かなり根本的に考えなければいけない問題かと思ったところです。
- このIT化の課題としまして、デジタル・デバイドの問題、セキュリティの問題あるいはプライバシーの問題等々が提起されました。今日の御議論でも、それを乗り越えていくような知恵といいますか、そのヒントのようなものが既に幾つか提示されたように理解をいたしました。今後、委員の皆様方の専門分野、場合によっては外部の方々あるいは外国のお知恵なども参考にしながら、これらの課題を克服していくことが本検討会で、その道を見出していただければと考えた次第です。(以上)